

加古川市環境市民会議に関する要綱

(名称)

第1条 この会の名称は、加古川市環境市民会議（以下「本会」という）とする。

(目的)

第2条 本会は、加古川市域における地球温暖化対策の推進に関する取り組みについて協議・調整を行うとともに、市民・市民活動団体・学識経験者及び行政その他の関係者が協働して、地球温暖化をはじめとする環境の保全と創造に関する取り組みを進め、持続可能な地域社会の構築を推進することを目的とする。

(内容)

第3条 本会は、次の各号に掲げる事項について、情報・意見交換するものとする。

- (1) 市域の地球温暖化対策に関すること
- (2) 市域で実践できる環境教育啓発に関すること
- (3) 市民・市民活動団体及び行政の協働に関すること
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 本会は、次の各号に掲げるものの中から、市長が選任する委員をもって組織する。

- (1) 市民
- (2) 市民活動団体、事業者（以下「団体等」）
- (3) 行政
- (4) 学識経験者

2 前項第1号及び第2号に掲げる委員については、加古川市域で活動しているものとする。

(任期)

第5条 本会の委員の任期は就任の日から翌年度の末日までとし、再任を妨げない。

ただし、欠員により委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第6条 本会の役員として、会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の中から互選する。

3 副会長は、委員の中から会長が指名する。

4 役員の任期は就任の日から翌年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、欠員により役員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の職務)

第7条 役員の職務は、次の各号に掲げるところによる。

(1) 会長は本会の会務を総理する。

(2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第8条 本会は、必要に応じて市長が招集する。

2 団体等にあつては、同一の団体等に属する者の中から、3人まで会議に出席することができる。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(報償金)

第9条 学識経験者の委員が会議に出席したときは、報償金を支給する。

2 報償金の金額は次の額とする。

(1) 日額9,000円

(費用弁償)

第10条 学識経験者の委員が会議に出席したときは、費用弁償として旅費を支給する。

(庶務)

第11条 本会の庶務は、環境部環境政策課において処理する。

附 則

1 この要綱は、平成25年5月1日から施行する。

2 加古川市環境市民会議会則（平成20年12月15日制定）及び加古川市環境市民会議運営規則（平成20年12月15日制定）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 9 月 10 日から施行する。